法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-04

〈研究ノート〉災害リスクを軽減する防災教育 の検討: ジェンダーの視点から

寺崎, 里水 / NAKAJIMA, Yuri / TERASAKI, Satomi / 中島, ゆり

```
(出版者 / Publisher)
法政大学キャリアデザイン学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
生涯学習とキャリアデザイン / 生涯学習とキャリアデザイン
(巻 / Volume)
14
(号 / Number)
1
(開始ページ / Start Page)
147
(終了ページ / End Page)
165
(発行年 / Year)
2016-10
(URL)
https://doi.org/10.15002/00013358
```

〈研究ノート〉

災害リスクを軽減する防災教育の検討 -ジェンダーの視点から-

法政大学キャリアデザイン学部准教授 **寺崎** 里水 長崎大学大学教育イノベーションセンター准教授 中島 ゆり

1. はじめに

災害(hazard)に関して、グローバルには自然災害や環境破壊などの人為的行為のなかで、女性や性的マイノリティ、障害者、子ども、外国人、貧困者、高齢者など、脆弱な状況にある人々がより強く暴露される(exposure)ことが明らかにされている。小熊は、このような状況も含め、災害を「自然現象と社会的要因の関数」と表現した(小熊 2015a)。自然現象があっても、適切な社会的対応があれば災害の規模が小さくなり、そうでないと悪化する。その意味で災害研究は法制、政策、経済、財政、社会保障、心理、歴史、コミュニティなどを総合的にとらえる学際的なアプローチを必要とすると小熊は主張する。本稿もこの主張に同意する。

本稿で行うのは、災害を自然現象と社会的要因の関数ととらえ、社会的要因の係数をできる限り小さくするために、学校教育ができることを検討することである。

本稿で着目する社会的要因はジェンダーである。障害者や外国籍住民、高齢者、子どもなど、われわれの社会において災害に対して脆弱な状況にある人々は多様に存在している。本稿でジェンダー、とりわけ女性を対象に考察を行うのは、竹信(2012)の次のような主張に基づく。

「男女分業が根強い日本社会で、女性は生活分野 を担わされてきた。その発言力の弱さは、生活に 根差した支援や復興策が取りこぼされる原因にもなっている。また、高齢者や子どものケアを担うことの多い女性の要求が政策に反映されにくい現状は、これらの被災者の生きづらさも招いている(竹信 前掲:3)。

性別役割分業が強く残る日本社会において、女性は災害に対して脆弱であるだけでなく、他の脆弱性をもつ者のケアを担うことが多い。したがって、女性を対象に考察を行うことは、他の脆弱な状況にある人々の状況の改善についても考察することである。

本稿では、まず、女性の災害に対する脆弱性について先行研究の指摘をまとめたあと、社会的要因としてのジェンダーと災害とのかかわりについて先行研究から明らかにする。次に、それらに対して国や行政がどのような配慮を行っているかを行政文書から示し、現行の防災教育がそういった側面をどの程度反映しているか検討する。最後に、東日本大震災の事例を参照しながら、現行の防災教育の問題点を指摘し、望ましい防災教育の検討を行う。

2. 女性の災害に対する脆弱性の検討

(1) 災害時の女性の被害

災害に対してより脆弱な人々がいることについて、政府は「災害時要援護者¹⁾」というカテゴリーを用いて理解を示しているが、皆川(2012)は、

その「災害時要援護者」のカテゴリーに女性が含まれていないことを問題視している。災害時に女性が男性よりも、より脆弱な状況におかれていることは、多くの災害研究によって明らかにされているからだ。

①災害時の被害

たとえば阪神・淡路大震災のあと、震災一年後 の死者数を見ると、女性が男性より1000人近く も多く犠牲になっていることが明らかになった。 また、大企業に所属していない、自家用車を持っ ていないといった「持たざる者」が避難生活から の自立にむけて厳しい状況におかれ、その割合は 女性に多かったことも明らかにされている。さら に、「家族を養わなければならない男性でさえ職 を失っているのに、女性の首切りなどたいしたこ とではない」と多くの非正規雇用の女性が解雇さ れた一方で、通常よりも仕事が忙しくなる職業で は、子どもをおいて働けば「女性がそこまでしな くても、子どものために働くことをセーブすれ ば「やはり女は頼りにならない」などと批判され る状況があったことが明らかにされている(相川 2006)

また、災害後、女性に対する暴力が増えることも多くの先行研究が指摘している事実である。正井 (2014) は、阪神・淡路大震災のあとに DV の増加や性暴力被害が発生したと述べている。そして、1989年のサンフランシスコ大地震のあと、日ごろは顔見知りの犯行が多いレイブだが災害時には行きずりの犯行が3倍にも増えたこと、DV が増え、保護命令の申請が50%も増加したことなどの調査結果を例にあげ、災害後に女性に対する暴力が増えることを予測し、防止活動が災害救援のなかに組み込まれるべきであると主張している。

このような状況について岡庭(2013)は、次のようにまとめている。

「①人的被害そのものに男女差があり、女性が多く犠牲になっていること、②災害時にはジェンダーに基づく性別役割分担が強調されることによ

り、女性の労働負担が増加し、また復興資源への アクセスが女性に不利になること、③災害後には、 女性への暴力が増加するなど、人権が守られにく くなること、④女性が災害リスクを軽減するため に多くの役割を担い、回復力を持っていること(岡 庭 2013:3)」²⁾。

②生活の困難

さらに、阪神・淡路大震災、東日本大震災、そして2016年4月に発生した熊本地震など、多くの災害において、避難生活の長期化が問題化している。「災害時」という時間の区切りを、自然現象後に安全な場所へ避難するまでの短い区切りではなく、避難生活や被災からの復興の過程までを含めた長期的な区切りとしてとらえるまなざしが必要である。この観点で見たとき、避難生活が抱える問題について、正井(前掲)は、①で指摘した女性への性暴力などの問題だけでなく、サブシステンスの部分で多様な問題が発生したことを指摘している。

東日本大震災の被災者に対して特定非営利活動 法人イコールネット仙台が行った調査の聞き取り 集からも、その具体的な様子を垣間見ることがで きる。

a) 生活物資の優先順位が低く後回しされる

避難所のリーダーに男性が多いことから、生活物資はぜいたく品とみなされ、支援の後回しにされることが多かった。事例にある洗濯機や洗濯物に関して、家の片づけをして泥だらけになるのに、洗濯の手段がなくて困ったという意見は他の多くの対象者からも言及があった事柄である。

物資では下着が困ったね。だから、いただいた時にはうれしかったね。若い人向きのサイズだとねー。ショーツも短いのね。洗濯機は町内会長さんに要望を出したの。「あんだも言ってね、あんだも言ってね、みんなで言わないと通らないから」って。でもついたのはずいぶん後だよ。コインランドリーも高いの

よー。水道で洗って、物干しには下着は干せ ないから、車があったので、その車に干すの にハンガーもひももないので、「ひもをちょ うだいしって頼んで持ってきてもらった。洗 濯ボランティアにお願いするのも申し訳ない さー。遠慮だもの。でも、支援物資のズボン の裾をあげてもらった時はうれしかったです よ。亡くなっている人もいると思うとさ。そ れくらいはがまんしなきゃと思いましたよ。 やっぱり指揮とるのはみな男の人ばっかりだ しね。洗濯も「何とかしていただけないかし らー」って言ってもさ、「ああー」で終わり なんだもんね。反応がいまいちだって思った から体育館にいる人たちに「あんだ方の会 長さんさ言ってよー」って。会った人同士で 「言ったよー、言ったよー」でもうんと遅かっ たからね。テレビもなかったから、世の中の ことが本当にわからなかった。やっぱり女性 のリーダーがいないと。男性にはわからない 事や言いにくい事がいっぱいあったからね。 (農業、仙台市宮城野区) (特定非営利活動法 人イコールネット仙台 2013:45)

b) 女性特有の必需品に対する理解がない

生理用品や下着といった物資が支援物資に不足 していた、避難所のリーダーに理解がなかったと いう指摘も聞かれた。

震災の日に生理が始まってしまって、少しは 生理用品を持って行ってたんですけど、量が 多くて足りなくて、二日目に保健室に行った んですが、小さいのを1人に一つしか渡せな いって言われて、一つじゃ足りないですよ。 小さいのじゃ寝ることもできなくて、どうし ようもないので、猫を連れて避難してきた知 り合いの方から猫のトイレシートを分けても らって、それをハサミで切って、敷いて過ご しました。(学生、宮城県石巻市)(特定非営 利活動法人イコールネット仙台 2013:7) 運営については、ほとんどが男性中心でした。 そのため、ある避難所では自衛隊が運んでく る物資で、下着の要望をまとめたいが、サイ ズの枚数がわからないので、女性避難者から 聞いてほしいというのがありました。リー ダーが男性だったので、聞きにくかったよう です。(被災自治体職員)(特定非営利活動法 人イコールネット仙台 2013:56)

c) プライバシーと安全に配慮のない避難所設営

乳児とともに避難した場合に、プライバシーに 配慮したスペースがないので授乳に困難があっ た、そういう人を見かけたという声も、聞き取り 集には多く見られる。プライバシーに関しては、 これに加えて着替えのスペースがなくて困ったと いう意見、高齢者や子ども、障害者の居場所がな く、ケアをする女性とともに避難所で肩身の狭い 思いをしたという意見も多く見られた。さらに、 夜間トイレを使うことに不安があった、男性と共 用でトイレを使うことに不安があったなど、性暴 力被害やそれへの不安を軽減するための配慮がな されていなかったことも課題として指摘されてい る。

運悪く生理になってしまって、ナプキンを男の先生にはもらいにくかったです。運営する側に、女性がいてくれると良かったと思います。母乳の方は本当に大変だったと思います。また、女の人を連れ去る事件があったので、トイレは絶対1人で行かないこと、1人で出歩かないことと先生たちが回ってきて言われました。(会社員、宮城県石巻市)(特定非営利活動法人イコールネット仙台 2013:14)

(2) 脆弱性を生み出す社会的構造としての ジェンダー

災害時に女性が脆弱性をもつ社会的構造に対しては、ジェンダーの観点から様々な指摘がなされている。

阪神淡路大震災で女性が男性よりも多く犠牲に

なったことについて、相川(前掲)は、密集市街 地に住んでいた高齢女性が多く亡くなっていたと 指摘し、その原因に、女性が安全な住まいを確保 するための経済力がないという社会問題があると 述べた。同様に、女性の非正規雇用の雇い止めに ついても、震災前から多くの女性が不安定な雇用 になっていたことが原因だと指摘した。いずれに しても、問題の背景には平常時の女性の労働条件 や社会的地位の低さがある。

「略奪もせず辛抱強く順番を待つ被災者」などの美談の裏で、DV被害や性暴力被害は「あってはならないこと」とされたり、あるいは「家庭内のつまらない揉め事」と解釈されたりしたことも指摘されている(相川 前掲、正井 前掲)。これについて、正井 (2012) は、有形・無形の喪失体験や、転職、転居、同居などの環境変化によるストレスがその背景にあると述べているが、いずれも平常時からある夫婦間の問題がよりひどくなったり、暴力の形態が変わったりして現れたものと指摘している。

また、特定非営利活動法人イコールネット仙台の聞き取りから見えてきたのは、平常時の防災対策づくりや被災時の避難所運営などの意思決定の場に女性が参加していないという構造が、女性たちの避難生活をサブシステンスの部分で困難にしているという状況だった。

更衣室に姿見を置いて欲しいと言ったのも、自分が欲しかったんです。家にいる時は、何着か着替えてコーディネートして、自分のその日の恰好が上から下まで合っているかどうか確かめていたので、全身を写(ママ)せる鏡が欲しかったんです。それで「鏡無い?」って聞いたんです。私が言う前に女の子たちは言わないのかなと。気を遣って言わないのかもしれませんが、女ゆえだなと。我慢ですよね。おしゃれしたいって言ったら、叩かれるんですもの。結局、男性から見ると、女性の方が必要なものが多いという話になるんですね。化粧品もぜいたく品だと思われています

が、男性の酒・タバコと一緒の扱いになるん ですよ。「ブラジャーもなくてもいいでしょ」 という話になるんですが、そんなわけはなく て、サイズも自分に合ったおしゃれなものが 欲しい。妊婦さん用の下着も無かったです。 男性は意外に気にしないんです。無いなら しょうがないじゃないかということになって しまう。だから欲しくてもなかなか言えない んですよ。ブラジャーなら何でもいいのかと いったらそうじゃない。サイズも言わなきゃ いけない。でも言いたくない。自分で選びた い。それができないのが辛かった。また、た またま空いていたコンビニで、おりものシー トやナプキンを買えるだけ買って、同じ教室 に避難してきていた女の子たちが使えるよう に置いていたこともあった。男性からは、ナ プキンを「何時間持たせろ」とまで言われた。 洗濯機はありましたが、物干しに派手な下 着を干すと風紀が乱れるとひんしゅくを買っ たこともありました。(グリーンタウンやも と②③自治会代表、宮城県東松島市)(特定 非営利活動法人イコールネット仙台 2013: 160-161)

避難所の男性リーダーやそれに従う女性たちと、自発的に活動を開始した女性グループや外部の女性団体、女性 NPO との関係構築の難しさは、従来の研究でも指摘されている(遠藤 2012など)。特定非営利活動法人イコールネット仙台の聞き取りからも、そういった様子がうかがえる。

働かないのに偉そうに口だけ出す男性への女性たちの不満、黙って自分たちの言うことを聞いていればいいのに勝手なことをするという男性の女性に対する不満があり、実際に支援のために動く女性たちと男性リーダーの間には溝ができました。岩切地区全体の対策づくりや避難所運営に関して具体的な話し合いは事前になく、いつも型どおりの避難訓練に参加するだけの受け身の訓練でした。何か

あった時に自分の意思で動く人たちはそれぞれが判断しての行動でした。私は「岩切・女性たちの防災宣言」に参加したことで意識があったので動くことができたのだと思います。一日目にコミュニティセンターに様子を見に行った時、中学校のPTAは炊き出しのためにいろいろな地区に行って動いてくれていたのですが、運営がスムーズにいったところは女性たちが中心になって動いていたところでした。(無職、元中学校PTA会長、仙台市宮城野区)(特定非営利活動法人イコールネット仙台 2013:89)

ここで見てきたのは、報告された被害のいずれもが、女性の労働条件や社会的地位の低さ、男女の力関係の非対称性、政治や意思決定場面への女性の不参加といった平常時のジェンダー関係を下敷きにしているということである。平常時の社会構造が災害時の脆弱性を生み出すことを前提に適切な社会的対応がなされれば、災害の規模や被害者の数が小さくなることが期待できる。

次では、ジェンダーに対して国や行政がどのような配慮を行っているのかを行政文書から明らかにする。

3. 世界と国の防災に関する政策と ジェンダー視点

防災・災害復興におけるジェンダー視点の必要性については、1995年の阪神・淡路大震災後、個人やNGOが主張し、兵庫県やいくつかの地方自治体では女性のニーズや女性の相談窓口が必要だという認識がなされたところもあった(山地2008)。しかしながら、国の政策に「災害とジェンダー」の視点が導入されたのは、大震災10年後にすぎなかった(山地前掲)。

(1) 阪神・淡路大震災以降

2005年、国際的、国内的な防災・災害復興政策にジェンダー視点が導入された。

まず、神戸市で開催された国連の「国際防災世界会議(WCDR: World Conference on Disaster Reduction)」で策定された「兵庫行動枠組(HFA: Hyogo Framework for Action)2005-2015」の優先行動として、「リスク評価、早期警戒、情報管理、教育・トレーニングに関連したあらゆる災害リスク管理政策、計画、意思決定過程にジェンダーに基づいた考え方を取り入れることが必要である」という文言が入った。また、「教育とトレーニング」の項において、「女性などの脆弱な人々に対し、適切なトレーニングや教育機会への平等なアクセスを確保する。災害リスク軽減に関する教育やトレーニングを不可欠な要素として、ジェンダーや文化的問題に配慮したトレーニングを促進する」とも記述された(内閣府 n.d.)。

この兵庫行動枠組をもとに、2005年および 2008年に内閣府の防災基本計画が修正され、防 災に関する政策・方針決定過程、防災の現場、訓練における女性の参画、被災時の男女のニーズの違いと男女双方の視点の重要性といった、ジェンダーの視点が含まれるようになった(山地 前掲)。 さらに、2005年に策定された男女共同参画基本計画(第2次)のなかに「防災(復興)」の分野が含まれ、2010年の第3次男女共同参画基本計画では、被災時に「増大した家庭的責任が女性に集中する」という問題が発生することを自覚すること、男女のニーズの違いを把握して防災・復興に取り組む必要があることが記述された(岡庭前掲)。

(2) 東日本大震災以降

2011年に起きた東日本大震災を経て、ますます国際的にも国内的にも政策においてジェンダー視点が重視されてきた。

2011年の防災基本計画改正では、総則の中に 「防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢、障害者などの参画を拡大 し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある」(第1編総則 第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対

応)ことが組み込まれた。

また、防災知識の普及と訓練、避難場所の運営管理、応急仮設住宅の運営管理などにおいても、ジェンダーの視点が盛り込まれた。たとえば、避難場所については、「市町村は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育で家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする」(第 2編 地震災害対策編 第 2章 災害応急対策)と記述された。

さらに、2012年6月には「災害対策基本法」が改正され、施行された。この改正では、防災対策に男女共同参画の視点を反映させるため、地域防災計画に多様な主体の意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、防災機関の職員のほか、自主防衛組織を構成する者又は学識経験のある者が参画できるようになった(内閣府男女共同参画局 2013)。また、同年に防災基本計画が再度、修正され、男女のニーズの違いへの配慮、復旧・復興のあらゆる場・組織への女性の参画の促進、防災まちづくりへの障がい者、高齢者、女性等の意見を反映するための環境整備が含まれた(岡庭前掲)。

国際的には、2012年3月に開催された第56回 国連女性の地位委員会において、日本政府の提案 により「自然災害におけるジェンダー平等と女 性のエンパワーメント」という決議が採択され た。ここでは、女性の参画、脆弱な人々への配慮 の必要性、新たな社会の再構築プロセスにおけ るこれらの人々の参画による包摂型社会の形成の 重要性、女性や子育で家庭の視点やニーズへの配 慮、ジェンダーに配慮した復興プロジェクトの策 定・実施、性別や年齢別での調査によって取得し たデータの防災計画やマニュアル等への活用、女 性ボランティアの役割の重要性などが記載された (内閣府男女共同参画局 n.d.)。

(3) 第3回国連防災会議以降

2015年3月には、宮城県仙台市で第3回国連防災世界会議が開催され、そのハイレベル・パートナーシップ・ダイアローグの一つのテーマとして「防災における女性のリーダーシップ発揮」というセッションが開かれた。ここでは安倍晋三内閣総理大臣がスピーチを行い、「レジリエンス」を持つ社会の構築にあたって、女性のリーダーシップの重要性を訴えた。世界会議と関連した「女性と防災」テーマ館で展示が行われたほか、「災害復興時の女性の活躍」に関するシンポジウムが開催された。さらに、同会議にて策定された「仙台防災枠組2015-2030」では、すべての官民のステークホルダーに対する推奨項目として、女性とその参画について、次のように述べられている。

女性とその参画は、効果的な災害リスク管理と、ジェンダーの視点に立った災害リスク削減政策、計画、事業の立案、資金調達、実施において重要である。また、災害への備えについての女性の権利拡大と、被災後の代替生活手段に関しての能力構築のためには、十分な能力開発の取組が必要である。(仙台防災枠組 2015-2030)

以上のように、国際的、国内的な防災に関する 政策にはジェンダー視点の導入が進んでいるが、 地方自治体における防災対策にジェンダー視点が 順調に取り入れられているわけではない。岡庭(前 掲)は、地方防災会議における女性委員の割合が きわめて低いことを示し、地方自治体における男 女共同参画計画を見直すこと、男女共同参画の視 点を地域防災計画に反映させる必要性について、 あらためて強調している。

4. 学校における防災教育の内容

2012年(平成24年)6月に改正された「災害対策基本法」では、教訓伝承の新設や防災教育強化等による防災意識の向上が謳われた。ここでは、

地方公共団体の住民は基本理念にのっとり生活必需物資の備蓄などを行うほか、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めること(第7条)、また、災害予防として、防災予防責任者は、防災教育の実施に努めなければならないことが記載された(第47条の2)。このように、防災教育による防災意識の向上は防災対策の中で一つの重要な位置づけとなっている。この節では、学校教育で防災がどのように扱われているかを見ていこう。

(1) 安全教育としての防災教育

現在、学校における防災教育は安全教育の一環として行われている(文部科学省 2013)。2011年3月の東日本大震災を受け、文部科学省は防災教育を見直すために「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」を設置し、2012年7月に最終報告をとりまとめた。ここでは、災害発生時に、自ら危険を予測し回避するための「主体的に行動する態度」を育成し、支援者となる視点から安全で安心な社会づくりに貢献する「共助・公助」の精神を育成する防災教育の重要性、防災教育の指導時間の確保と系統的・体系的な整理、防災管理・組織活動のための組織的な教職員研修・体制づくり、保護者や地域との連携、防災マニュアルの作成が提案された。

また、文部科学省は学校保健安全法に基づき、2012年4月に「学校安全の推進に関する計画2012~2016年度」を策定し、5年間の学校安全の推進に関する施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにした。具体的には、学校において安全教育を行い、安全文化を構築すること、学校における安全管理をすることが記述された。

これらを踏まえ、文部科学省は1998年に作成した防災教育のための参考資料を2013年3月に改訂し、『学校防災のための参考資料―「生きる力」を育む防災教育の展開』を刊行した。この中では、学校教育における防災教育のねらいは「安全教育」の目標に準じて、以下の3点だと述べられている。

- ア 自然災害等の現状、原因及び減災等について 理解を深め、現在及び将来に直面する災害に 対して、的確な思考・判断に基づく適切な意 志決定や行動選択ができるようにする。
- イ 地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測 し、自らの安全を確保するための行動ができ るようにするとともに、日常的な備えができ るようにする。
- ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づく りの重要性を認識して、学校、家庭及び地域 社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献 できるようにする。

(文部科学省 2013:8)

すなわち、「知識、思考・判断」、「危機予測・ 主体的な行動」、「社会貢献、支援者の基盤」の3 点が重視されているのである。

また、2015年3月に内閣府(防災担当)防災教育チャレンジプラン実行委員会が発行した『地域における防災教育の実践に関する手引き』では、「教育・福祉関係団体(学校、幼稚園、保育施設など)に限らず、地域住民団体、ボランティア団体、地方公共団体などにおいて、これから防災教育に初めて取り組もうとする方を主な対象」とすると述べられ、学校と保護者や地域との連携を図り、「自助」、「共助」、「公助」の取り組みが重要だと位置づけている。

(2) 学習指導要領における防災教育

それでは、学校教育の指針である「学習指導要領」では、防災についてどのように書かれているだろうか。内閣府が平成27年度に刊行した『防災白書』には「学習指導要領等における防災教育関連記述」が資料としてまとめられている。この資料は、国が何を防災教育だと位置づけているのかを理解する上で役立つ。内閣府が幼稚園教育要領および小学校・中学校・高等学校の各学校指導要領で防災教育として抜粋しているのは、以下の項目である。

①幼稚園

「幼稚園教育要領」では、そのねらいとして「健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う」こと、また、その内容として「危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する」ことが防災教育として取り上げられている。また、指導上、留意する事項としては、「災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにするための訓練なども行うようにすること」が抜粋されている。

②小学校

「小学校学習指導要領」では、社会科の第3・4 学年の内容として「地域社会における災害及び事 故の防止について、次のことを見学、調査したり 資料を活用したりして調べ、人々の安全を守るた めの関係機関の働きとそこに従事している人々や 地域の人々の工夫や努力を考えるようにする」こ とが取り上げられている。第5学年については、 国土の環境が人々の生活や産業と密接な関連を もっていることを考える上で「自然災害の防止」 を考えること、「情報化した社会の様子」につい て勉強する上で、教育、福祉、医療、防災の中か ら選択して取り上げることが挙げられている。そ して、第6学年では「国民生活には地方公共団体 や国の政治の動きが反映していること」を学ぶ上 で、選択的に災害復旧を取り上げることが挙げら れていた。

また、理科の第5学年では、流水の働きと天気の変化について学ぶ上で、増水や台風について勉強すること、第6学年では、火山の噴火や地震について学ぶことが防災教育の一環として取り上げられている。

第1・2学年の生活科では、その目標として「安全で適切な行動ができるようにする」こと、「通学路の様子やその安全を守っている人々などに関心をもち、安全な登下校ができるようにする」という安全行動が挙げられていた。

そして、特別活動については、学級活動の全学 年共通事項として「心身ともに健康で安全な生活 態度の形成」、学校行事の「安全な行動や規律ある集団行動の体得」という項目が防災教育として 取り上げられていた。

③中学校

つぎに「中学校学習指導要領」で取り上げられている項目を見よう。まず、社会科の地理的分野において、世界的視野から日本の地域的特色を理解し「自然災害と防災への努力」を取り上げること、学校所在地の事情を考慮し、「地域の自然災害に応じた防災対策が大切であること」、「生徒が生活している土地に対する理解と関心を深めて地域の課題を見いだ」すことが防災教育として取り上げられていた。

また、理科では「地震の伝わり方と地球内部の 働き」や「日本の天気」、「自然の恵みと災害」が 防災教育として挙げられている。

保健体育では、自然災害による傷害について、 技術・家庭(家庭分野)では「家族の安全を考え た室内環境の整え方を知り、快適な住まい方を工 夫できること」が挙げられている。

そして、特別活動では、小学校と同様、学級活動における「心身ともに健康で安全な生活態度や 習慣の形成」、学校行事における「安全な行動や 規律ある集団行動の体得」が挙げられていた。

④高等学校

「高等学校学習指導要領」で防災教育として挙げられている項目は、地理歴史の世界史Bにおける、自然環境と人類のかかわりについての「災害などから適切な歴史的事例を取り上げて考察」というものであった。また、地理Aでは「我が国の自然環境の特色と自然災害とのかかわりについて理解させるとともに、国内にみられる自然災害の事例を取り上げ、地域性を踏まえた対応が大切であることなどについて考察させる」ことが取り上げられていた。

つぎに、理科では、科学と人間生活における「地球内部のエネルギーによる変動と関連付けて理解する」こと、地学基礎の自然の恩恵と「災害など

自然環境と人間生活のかかわりについて」、地学では、地表の変化、大気の運動と気象、海水の運動が防災教育として挙げられていた。

保健体育では、交通安全の一貫として「自然災害などによる障害の防止についても、必要に応じ関連付けて扱うよう配慮するものとする」こと、特別活動でのホームルーム活動における「生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立」、そして、学校行事における「安全な行動や規律ある集団行動の体得」が挙げられていた。

以上をまとめると、幼稚園から高等学校までの 学習指導要領等では、社会科では災害に関わる歴 史と防災対策、理科では災害を起こす自然の特徴 と対する自然の恵み、保健体育では自然災害によ る傷害とその防止、技術・家庭では安全な室内環 境の形成、特別活動では安全な生活態度と規律あ る習慣の確立と集団行動の体得が防災教育として 位置づけられている項目であった。

5. 新たな防災教育にむけて

本稿では、災害を自然現象と社会的要因の関数ととらえ、社会的要因の係数をできる限り小さくするために、学校教育ができることを検討することを目的としてきた。災害に対する女性の脆弱性および世界と国の防災に関する政策におけるジェンダー視点の導入の状況を見れば、現在の学習指導要領における防災教育は、災害や防災のとらえ方が不十分であることが理解できよう。

たとえば、学習指導要領等の防災関連項目と先に取り上げた文部科学省の『学校防災のための参考資料』(2013年改訂)でねらいとして定められている「知識、思考・判断」、「危機予測・主体的な行動」、「社会貢献、支援者の基盤」の3点とを比べると、学習指導要領等にはいずれの観点も不十分であるように見える。

また、2015年に策定された仙台防災枠組では、「子供と若者は変革の主体であり、法律、国内での慣行、教育カリキュラムに則り、防災に貢献できるように、物理的空間と手段が与えられる必要

がある」(仙台防災枠組 2015-2030) と述べられているが、子供と若者を変革の主体として学校教育でいかに育成するかは、学習指導要領等では明確ではない。

国際的、国内的な防災に関する政策では 2015年の第 3回国連防災会議で安倍首相がスピーチした中にも出てきた「レジリエンス」が重視されている。先に挙げた『地域における防災教育の実践に関する手引き』(内閣府)における「防災教育」の英訳も Disaster Resilience Educationとなっている。しかしながら、学習指導要領ではレジリエンス、すなわち、被災したあと、いかにその状況を乗り越えていく力を身につけるかという側面は見られず、「防災」、つまり、被災してもその被害を最小限に食い止められるように知識を得、規律を体得することのみに焦点が置かれている。

学校教育を通した防災の課題は次の3点にまとめることができる。

第一に、災害時のとらえ方が「災害に遭遇した 場所からより安全な場所への緊急避難」という短 い時間として想定されていたり、被災前と直後に 焦点の当てられた防災だったりすることである。 実際には避難生活や仮設住宅などの生活が長期化 し、そこからの自立が困難である状況をふまえ、 災害は長期にわたって続くと考えるほうが妥当で ある。このような観点から、既存の教科内容にこ だわることなく、学ぶべき知識、身につけるべき 技能が新たに模索されるべきである。

第二に、「知識、思考・判断」、「危機予測・主体的な行動」、「社会貢献、支援者の基盤」の大部分を工学や地理学など、自然科学系の知識が占めており、社会学や経済学など、社会科学系の知識が重要視されていない点である。学習指導要領の内容を見れば、「知識、思考・判断」、「危機予測・主体的な行動」は理科などの教科の具体的な知識に基づくが、「社会貢献、支援者の基盤」は特別活動や行事での規律の体得や、観念的な内容にとどまっている可能性が高い。本稿で焦点を当ててきた、災害時に顕著に表出しがちなジェンダー問題を解決するためにも、日常的に男女ともに生活

スキルを上昇させ、女性に家庭生活の維持とケア 労働の負担、男性に賃労働の負担が偏らないよう にするため、ジェンダー視点を取り入れた市民的 態度の育成を、具体的な教科内容として取り入れ る必要がある。

第三に、防災計画や避難所の運営に積極的に関 与していく態度を育成しようという側面が弱い。 とりわけ、避難所の運営や意思決定過程に女性が 少なく、そのことが避難生活の困難の一因となっ ている現状に鑑みると、これらのことを担える女 性リーダーの育成は学校教育を通した防災教育の もっとも大きな課題といえる。同時に、このよう な態度形成は、被災したあと、どうそれを乗り越 えるかというレジリエンスを培うことにもつなが る。リーダーの育成は、スキル形成に加え態度形 成を目指すため、ワークショップなどを通して体 得させることが必要である。レジリエンスは、初 等、中等、高等教育に至るすべての正課および課 外活動におけるこのような活動を通じて、継続し て育成されていくと考える。災害や不慮の事件・ 事故などがあっても、支援を受けながら、どうに か乗り越えて生きていく心性は、まさに今後の日 本のキャリア教育としても求められるものであ る。

さて、小熊(2015b)の整理によれば、1945 年の敗戦直後、日本では災害が多発していた。耐 震建築や防波堤の普及度が低く、復興の法体系 も未整備だったこの時期、三河地震(1945年)、 枕崎台風 (1945年)、南海地震 (1946年)、キャ サリン台風(1947年)、福井地震(1948年)で、 多いときには4000人近い死者が出ていた。1959 年の伊勢湾台風で5098人の死者が出たあと、61 年に災害対策基本法が制定され、災害対策のス キームが整備された。その特徴は、①地方公共団 体の行政機関が復興の主体になること、②被災者 個人ではなく、地方公共団体が復興支援の対象に なること、③耐震建築の普及や港湾整備やダム建 設など、物理的な防災が重視されたこと、④地域 によらず一定の均質性が重視されたことの4つで ある3)。しかし、復興のグランドプランを審議し、

復興事業の全体結果を査定する恒常的組織は事実 上存在しなかったため、総合的視点を欠いたまま、 このスキームに基づく個別政策が多元化・硬直化 していくことになった(小熊 前掲)。

教育学者の佐藤学は、3.11のあと、「教育にできること、教育ですべきこと」と題した文章において、地域に経済的、社会的、文化的活力をよみがえらせる教育による復興が重要であり、復興と再建のヴィジョンを示すことこそ教育がすべきことであると述べた(佐藤 2011)。日本の災害対策スキームの構造的問題点が、1995年の阪神・淡路大震災、2004年、2007年の中越地震を経て、2011年の東日本大震災と福島第一原発事故を通して次第に顕わになっていったなかで、佐藤がこのように述べたことは興味深い。

本稿では、災害に対する女性の脆弱性をいかに 学校教育で軽減することができるかについて考察 してきた。そこで明らかになったのは、ジェンダー 視点を取り入れた市民的態度の育成の重要性であ り、意思決定の場に自ら参画する態度、災害や困 難を乗り越えて生きていく態度を形成することで あった。それはまさに、災害を乗り越え、どのよ うな社会をつくるかをグランドデザインするため に必要な力といえよう。

—— 注 —

- 1) たとえば「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(中央防災会議) によると「災害時要援護者」とは、「必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々」である。
- 2) ただし、岡庭(前掲)は、同時に、このような 把握の仕方によって女性の災害経験が単純化・ 画一化されやすくなること、「女性=災害弱者」 というステレオタイプが、かえって女性の災害 対応能力や回復力に気づかせにくくすることも 指摘している。
- 3) こうした復興スキームが採用された背後には、

1923年の関東大震災後の都市再開発により東京が近代都市に躍進したという歴史観があったと小熊は指摘している。震災により東京西部への人口移動があり、その機会に東部の再開発が行われたのだが、そのことが可能だったのは、日本が経済発展の途上国であり、かつ労働者の多くが賃貸居住で移転に問題がなかったという特殊な歴史的条件によるものだった(小熊2015b)。

引用文献

- 相川康子 (2006)「災害とその復興における女性 問題の構造―阪神・淡路大震災の事例から」 『国立女性教育会館研究ジャーナル』vol.10, August、pp.5-14.
- 遠藤恵子(2012)「災害とジェンダーをめぐる諸問 題」『GEMC journal』no.7、pp.6-15.
- 正井禮子(2012)「災害時における女性への暴力」 竹信三恵子・赤石千衣子編著『災害支援に女性 の視点を!』岩波ブックレット、No.852, pp. 11-17.
- 正井禮子(2014)「災害と女性の人権―阪神・淡路 大震災の経験は活かされたのか?」荻野昌弘・ 蘭信三編『3.11 以前の社会学―阪神・淡路大震 災から東日本大震災へ』生活書院、pp.207-222.
- 文部科学省(2013) 『学校防災のための参考資料― 「生きる力」を育む防災教育の展開』
- 皆川満寿美 (2012)「女性を視野に入れた復興政策」 竹信三恵子・赤石千衣子編著『災害支援に女性 の視点を!』岩波ブックレット、No.852, pp. 52-58.
- 内閣府(n.d.)「防災情報のページ 国連防災会議 兵庫行動枠組 日本語仮訳 プログラム成果文 書(兵庫行動枠組 2005-2015)」http://www. bousai.go.jp/kokusai/wcdr/pdf/wakugumi. pdf (2016 年 8 月 28 日取得)

- 内閣府(2015)「附属資料61 学習指導要領等にお ける防災教育関連記述」『防災白書』 附 pp.62-66.
- 内閣府防災教育チャレンジプラン実行委員会 (2015)『地域における防災教育の実践に関する 手引き』
- 内閣府男女共同参画局 (n.d.)「第 56 回国連婦人 の地位委員会について」http://www.gender. go.jp/international/int_kaigi/int_csw/ chii56-g.html (2016 年 8 月 25 日取得)
- 内閣府男女共同参画局(2013)『男女共同参画の視 点からの防災・復興の取組指針』
- 小熊英二 (2015a)「まえがき」小熊英二・赤坂憲 雄編著『ゴーストタウンから死者は出ない―東 北復興の経路依存』人文書院、pp.11-18.
- 小熊英二 (2015b)「第一章 ゴーストタウンから 死者は出ない一日本の災害復興における経路依 存」小熊英二・赤坂憲雄編著『ゴーストタウン から死者は出ない一東北復興の経路依存』人文 書院、pp.21-81.
- 岡庭義行 (2013)「『災害とジェンダー』 における ダイバシティの課題」『帯広大谷短期大学紀要』 50, pp.1-24.
- 佐藤学(2011)「教育にできること、教育ですべき こと」内橋克人編『大震災のなかで―私たちは 何をすべきか』岩波書店、pp.189-195.
- 竹信三恵子 (2012)「はじめに」竹信三恵子・赤石 千衣子編著『災害支援に女性の視点を!』 岩波 ブックレット、No.852, pp.2-3.
- 特定非営利活動法人イコールネット仙台 (2013)『東 日本大震災に伴う「震災と女性」に関する調査 聞き取り集 40人の女性たちが語る東日本 大震災』
- 山地久美子 (2008)「ジェンダーの視点から防災・ 災害復興を考える―男女共同参画社会の地域防 災計画|『災害復興研究』1、pp.45-75.

付表 内閣府『防災白書』における学習指導要領等上の防災記述(「内容」を抜粋)

【幼稚園教育要領】

第2章 ねらい及び内容

健康

[健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。]

- 2 内容
- (10) 危険な場所、危険な遊び方、<u>災害時などの行動の仕方</u>が分かり、安全に気を付けて 行動する。

【小学校学習指導要領】

第2章 各教科

第2節 社会

第2 各学年の目標及び内容

[第3学年及び第4学年]

- 2 内容
- (4) 地域社会における災害及び事故の防止について、次のことを見学、調査したり資料を活用したりして調べ、人々の安全を守るための関係機関の働きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする。
 - ア 関係機関は地域の人々と協力して、災害や事故の防止に努めていること。
 - イ 関係の諸機関が相互に連携して、緊急に対処する体制をとっていること。

「第5学年]

- 2 内容
- (1) 我が国の国土の自然などの様子について、次のことを地図や地球儀、資料などを活用して調べ、国土の環境が人々の生活や産業と密接な関連をもっていることを考えるようにする。
 - エ 国土の保全などのための森林資源の働き及び自然災害の防止
- (4) 我が国の情報産業や情報化した社会の様子について、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、情報化の進展は国民の生活に大きな影響を及ぼしていることや情報の有効な活用が大切であることを考えるようにする。
 - イ 情報化した社会の様子と国民生活とのかかわり

[第6学年]

- 2 内容
- (2) 我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、国民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。
 - ア 国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること。

第4節 理科

第2 各学年の目標及び内容

〔第5学年〕

- 2 内容
- B 生命・地球
- (3) 流水の働き

地面を流れる水や川の様子を観察し、流れる水の速さや量による働きの違いを調べ、<u>流</u>れる水の働きと土地の変化の関係についての考えをもつことができるようにする。

カ 雨の降り方によって、流れる水の速さや水の量が変わり、<u>増水により土の様子が</u> 大きく変化する場合があること。

(4) 天気の変化

1日の雲の様子を観測したり、映像などの情報を活用したりして、雲の動きなどを調べ、 天気の変化の仕方についての考えをもつことができるようにする。

- ア 雲の量や動きは、天気の変化と関係があること。
- イ 天気の変化は、映像などの気象情報を用いて予想できること。

〔第6学年〕

- 2 内容
- B 生命・地球
- (4) 土地のつくりと変化

土地やその中に含まれる物を観察し、土地のつくりや土地のでき方を調べ、土地のつくりと変化についての考えをもつことができるようにする。

ウ 土地は、火山の噴火や地震によって変化すること。

第5節 生活科

第2 各学年の目標及び内容

[第1学年及び第2学年]

- 1 目標
- (1) 自分と身近な人々及び地域の様々な場所、公共物などとのかかわりに関心をもち、地域のよさに気付き、愛着をもつことができるようにするとともに、集団や社会の一員として自分の役割や行動の仕方について考え、安全で適切な行動ができるようにする。
- 2 内容
- (1) 学校の施設の様子及び先生など学校生活を支えている人々や友達のことが分かり、楽しく安心して遊びや生活ができるようにするとともに、<u>通学路の様子やその安全を守っている人々などに関心をもち、安全な登下校ができる</u>ようにする。

第6章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学級活動〕

2 内容

〔共通事項〕

- (2) 日常の生活や学習への適応及び健康安全
 - カ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成

〔学校行事〕

- 2 内容
- (3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての関心を高め、<u>安全な行動や規律ある</u> 集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに 資するような活動を行うこと。

【中学校学習指導要領】

第2章 各教科

第2節 社会

第2 各分野の目標及び内容

[地理的分野]

- 2 内容
- (2) 日本の様々な地域
- イ 世界と比べた日本の地域的特色

世界的視野や日本全体の視野から見た日本の地域的特色を取り上げ、我が国の国土の特色を様々な面から大観させる。

(ア) 自然環境

世界的視野から日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本の国土の特色を理解させるとともに、国内の地形や気候の特色、<u>自然災害と防災への努力を取り上げ</u>、日本の自然環境に関する特色を大観させる。

ウ 日本の諸地域

日本を幾つかの地域に区分し、それぞれの地域について、以下の(ア)から(キ)で示した考察の仕方を基にして、地域的特色をとらえさせる。

(ア) 自然環境を中核とした考察

地域の地形や気候などの自然環境に関する特色ある事象を中核として、それを人々の 生活や産業などと関連付け、自然環境が地域の人々の生活や産業などと深い関係を もっていることや、<u>地域の自然災害に応じた防災対策が大切であることなどについて</u> 考える。

エ 身近な地域の調査

身近な地域における諸事象を取り上げ、観察や調査などの活動を行い、生徒が生活している土地に対する理解と関心を深めて地域の課題を見いだし、地域社会の形成に参画しその発展に努力しようとする態度を養うとともに、市町村規模の地域の調査を行う際の視点や方法、地理的なまとめ方や発表の方法の基礎を身に付けさせる。

第4節 理科

第2 各分野の目標及び内容

「第2分野]

- 2 内容
- (2) 大地の成り立ちと変化

大地の活動の様子や身近な岩石、地層、地形などの観察を通して、地表に見られる様々な事物・現象を大地の変化と関連付けて理解させ、大地の変化についての認識を深める。

- ア 火山と地震
- (イ) 地震の伝わり方と地球内部の働き

地震の体験や記録を基に、その揺れの大きさや伝わり方の規則性に気付くとともに、 地震の原因を地球内部の働きと関連付けてとらえ、地震に伴う土地の変化の様子を理 解すること。

- ウ 日本の気象
 - (ア) 日本の天気の特徴

天気図や気象衛星画像などから、日本の天気の特徴を気団と関連付けてとらえること。

(イ) 大気の動きと海洋の影響

気象衛星画像や調査記録などから、日本の気象を日本付近の大気の動きや海洋の影響 に関連付けてとらえること。

- (7) 自然と人間
- イ 自然の恵みと災害
 - (ア) 自然の恵みと災害

自然がもたらす恵みと災害などについて調べ、これらを多面的、総合的にとらえて、 自然と人間のかかわり方について考察すること。

第7節 保健体育

第2 各分野の目標及び内容

「保健分野]

- 2 内容
- (3) 傷害の防止について理解を深めることができるようにする。
- ア 交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因などがかかわって発生すること。
- ウ 自然災害による傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じること。 また、自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくこと、安全に避難すること によって防止できること。

第8節 技術・家庭 (家庭分野)

第2 各分野の目標及び内容

- 2 内容
- C 衣生活・住生活と自立
- (2) 住居の機能と住まい方について、次の事項を指導する。
- イ 家族の安全を考えた室内環境の整え方を知り、快適な住まい方を工夫できること。

第5章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

「学級活動]

- 2 内容
- (2) 適応と成長及び健康安全
- キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成

〔学校行事〕

- 2 内容
- (3) 健康安全·体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある 集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに 資するような活動を行うこと。

【高等学校学習指導要領】 第2章 各学科に共通する各教科

第2節 地理歴史

第2 世界史B

- 2 内容
- (1) 世界史への扉
- ア 自然環境と人類のかかわり

自然環境と人類のかかわりについて、生業や暮らし、交通手段、資源、災害などから適 切な歴史的事例を取り上げて考察させ、世界史学習における地理的視点の重要性に気付 かせる。

第5 地理 A

- 2 内容
- (2) 生活圏の諸課題の地理的考察
- イ 自然環境と防災

我が国の自然環境の特色と自然災害とのかかわりについて理解させるとともに、国内に みられる自然災害の事例を取り上げ、地域性を踏まえた対応が大切であることなどにつ いて考察させる。

第5節 理科

- 第1 科学と人間生活
- 2 内容
- (2) 人間生活の中の科学
- エ 宇宙や地球の科学
- (イ) 身近な自然景観と自然災害

身近な自然景観の成り立ちと自然災害について、太陽の放射エネルギーによる作用や地 球内部のエネルギーによる変動と関連付けて理解すること。

- 3 内容の取扱い
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

オ (中略)(イ)については、地域の自然景観、その変化と自然災害に関して、観察実験 などを中心に扱うこと。その際、自然景観が長い時間の中で変化してできたこ ことにも触 れること。「自然景観の成り立ち」については、流水の作用、地震や火山活動と関連付け て扱うこと。「自然災害」については、防災にも触れること。

第8 地学基礎

- 2 内容
- (2) 変動する地球
- エ 地球の環境
- (イ) 日本の自然環境

日本の自然環境を理解し、その恩恵や災害など自然環境と人間生活とのかかわりについ て考察すること。

第9 地学

- 2 内容
- (2) 地球の活動と歴史
- イ 地球の歴史
 - (ア) 地表の変化

風化、侵食、運搬及び堆積の諸作用による地形の形成について理解すること。

- (3) 地球の大気と海洋
- ア 大気の構造と運動
 - (イ) 大気の運動と気象

大循環と対流による現象及び日本や世界の気象の特徴を理解すること。

- イ 海洋と海水の運動
 - (イ)海水の運動

海水の運動や循環及び海洋と大気の相互作用について理解すること。

第6節 保健体育

第2 保健

- 2 内容
- (1) 現代社会と健康
- 工 交通安全

交通事故を防止するには、車両の特性の理解、安全な運転や歩行など適切な行動、自他の生命を尊重する態度、交通環境の整備などがかかわること。また、交通事故には責任や補償問題が生じること。

第5章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

[ホームルーム活動]

- 2 内容
- (2) 適応と成長及び健康安全
- ケ 生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立

〔学校行事〕

- 2 内容
- (3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある 集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに 資するような活動を行うこと。

出典:内閣府(2015)「附属資料 61 学習指導要領等における防災教育関連記述」『平成 27年度 防災白書』

Applying a Gender Perspective on School Education for Disaster Risk Reduction

TERASAKI Satomi NAKAJIMA Yuri

This paper aims to figure out what problems women face at the time of disaster and what issues school disaster prevention education in Japan has with a gender perspective.

In the recent years, disaster risk has been increasing. Natural hazards frequently occurred such as earthquakes and volcanic eruptions, and human-induced environment destruction. In a time of such disasters, the vulnerable as women, sexual minorities, foreigners, children, the elderly, and the disabled are more easily and strongly exposed to risk. In Japan, after the Great Hanshin-Awaji Earthquake in 1995, many studies have pointed out the vulnerability of women (Aikawa 2006, Equal Net Sendai 2013, Masai 2014, Okaniwa 2013, Takenobu & Akashi 2012).

This perspective of gender has been reflected in international and national governments' policies such as Hyogo Framework for Action, Sendai Framework for Disaster Risk Reduction, the Disaster Management Basic Plan, Basic Act on Disaster Control Measures, and the Second and Third Basic Plan for Gender Equality. These policies have introduced the concept of resilience. On the other hand, Okaniwa (2013) points out that

local governments and communities, which are exact agents in disaster prevention and reconstruction, do necessarily neither share the perspective, plans, and information of women, nor run well systems introduced in the national policies.

Okaniwa's study implies that such gender perspective has not penetrated in educational fields even after the Great East Japan Earthquake in 2011. We examine how Japanese government defines disaster prevention education in the Courses of Study and find that their descriptions are related to safe behavior, the grain of nature, people's effort for disaster prevention, injury, and disciplinary training. Agents for revolution and the concept of resilience suggested in international and national policies are not found in the Courses of Study.

In conclusion, we suggest the need of disaster "resilience" education with a gender perspective, while the current Courses of Study focus on disaster "prevention" education. There are three issues in school disaster resilience education. First, as disaster often has long-term consequences for victims, we need to seek new knowledge and skills to learn in addition to existing subject contents. Second,

disaster resilience education needs citizenship education with a gender perspective in order to solve gender problems prominently appearing at the time of disaster. Third, to cultivate leaders for making disaster policies and running evacuation centers is the most significant issue. Especially women need leadership. Accordingly this attitude nurtures resilience. Students need to learn leadership, citizenship, and resilience from their own experience through workshops and so on.